

地域密着型サービス運営委員会委員公募について

- 概要 本市における地域密着型サービスの適正な運営を図るため、介護保険法の規定に基づき、被保険者意見の聴取の機会を確保するとともに、開かれた市政を推進するため、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、公募委員の募集を行う。
- 公募対象 本市に在住し、令和2年4月1日現在40歳以上の者（介護保険の被保険者）
※本市職員、本市議会議員、本市の他の附属機関等の委員、介護（予防）サービス事業者の役員・従業員を除く
- 募集人員 2人
- 任期 令和2年4月1日から2年間
- 会議予定 年6回程度
- 募集開始 令和2年1月19日（日）
市報にいがた（1月19日号）掲載
- 募集締切 令和2年2月28日（金）
- 課題文 地域における介護サービスのあり方（800字～1,200字）
- 応募方法 締切日までに介護保険課へ課題文を提出
※直接、郵送、メールのいずれも可
- 選定方法 「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

《選考委員会について》

- 1 組織 運営委員会の委員3名
- 2 報酬 なし
- 3 構成 上記指針の運用に照らし、次に掲げる者のうちから、運営委員会において互選により定める。
 - (1) 運営委員会の委員長
 - (2) 運営委員会の副委員長
 - (3) 運営委員会における学識経験者
 - (4) 運営委員会における保健・医療・福祉関係者

新潟市地域密着型サービス運営委員会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市に在住する者で、委員任期開始年度の4月1日時点で40歳以上の者
- (2) 本市の他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員、本市議会議員でない者
- (4) 介護保険法に規定する介護（予防）サービス事業者の役員、従業員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、性別、生年月日、職業を記載したものに作文を添えて、郵送、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選定するため「新潟市地域密着型サービス運営委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

- 2 選考委員会は、運営委員会の委員3人で構成する。
- 3 選考委員会の構成員は、次に掲げる者のうちから、運営委員会における互選により定める。
 - (1) 運営委員会の委員長
 - (2) 運営委員会の副委員長
 - (3) 運営委員会の学識経験者に該当する委員
 - (4) 運営委員会の地域における保健・医療・福祉関係者に該当する委員
- 4 選考委員会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成26年1月31日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日より施行する。